

写

23消安第3309号
平成23年10月1日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出に係る留意事項について

貴職におかれましては、日頃から農林水産行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

今般、本年4月4日に公布された家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）により、農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状（以下「特定症状」という。）を呈している家畜を発見した獣医師又は家畜の所有者は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第13条の2第1項の規定に基づき、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出ることとされました。

これに伴い、当該届出に関する具体的な手続を定めるため、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）が改正される（別添1）とともに、当該届出が必要な症状を定める告示が制定され（別添2）、いずれも本日から施行されることとなりました。

つきましては、このことについて、留意すべき事項を下記のとおりお知らせいたしますので、御了知いただくとともに、本制度の適切かつ円滑な運用に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 届出が必要な症状に関する周知徹底について

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの早期の発見・通報に万全を期する観点から、対象家畜を飼養する農場に対し、特定症状を呈している家畜が確認された場合には法第13条の2第1項の規定に基づいて管轄の家畜保健衛生所に届け出るよう、特定症状の内容及び届出の際の連絡先について、周知徹底すること。

2 家畜防疫員が立入検査を行った場合の届出について

獣医師又は家畜の所有者から、特定症状を呈する家畜についての届出があった場合には、都道府県は農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告の上、家畜防疫員による立入検査を実施するなど、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）及び高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「鳥インフルエンザ防疫指針」という。）に従って対応すること。

立入検査の結果、特定症状に明らかに該当しないと家畜防疫員が判断できた場合には、法第13条の2第4項の規定による農林水産大臣に対する報告は要しないが、それ以外の場合には必ず都道府県畜産主務課を通じて農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に連絡すること（異常家畜の通報時における従前の対応と同様）。

3 死亡の理由が口蹄疫又は高病原性鳥インフルエンザ以外によることが明らかな家畜における対応について

次に例示する場合などについては、死亡の理由が口蹄疫又は高病原性鳥インフルエンザ以外によることが明らかな場合として、特定症状に該当しないものとして差し支えないものとする。ただし、当該農場に対し、家畜に更なる異状が認められた場合には通報するよう指導するなど、引き続き当該農場における異状の把握に努めること。

（例）

- ・ 同一の畜房内において半数以上の哺乳畜が当日及びその前日の2日間において死亡している養豚場において、子畜の死亡が継続しており、その原因がPRRSウイルスなど既知の病原体であることが確認されている場合であって、獣医師が、親畜及び子畜の症状等から、死亡の理由が当該病原体によるものであると判断した場合
- ・ 家きんの飼養羽数が少ない（概ね100羽未満）ため、過去21日間の平均死亡羽数が0羽であるにもかかわらず、1羽が死亡したことにより、その日の死亡率が過去21日間の2倍を超えてしまう場合であって、同居家きんにチアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められない場合

4 農林水産大臣に対する報告について

法第13条の2第4項の規定による農林水産大臣に対する報告は、動物衛生課経由で、原則として電話で行うこととし、当該報告に当たっては、同項の規定によるものであることを明らかにすること。

5 農林水産大臣に対する検体の提出について

法第13条の2第4項の規定による農林水産大臣に対する検体の提出は、口蹄疫を疑う場合に限り行うものとする。なお、その際検体の具体的な提出先は、口蹄疫防疫指針に定める方法により、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所海外病研究施設（以下「動衛研」という。）とすること。

6 判定結果の通知について

法第13条の2第5項の規定による判定結果の通知は、動物衛生課が都道府県畜産主務課経由で、同項の規定によるものであることを明らかにして、原則として電話で行う。なお、この際、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについてそれぞれ次の区分により判定を行い通知することとしている。

(1) 口蹄疫

① 「患畜」

- ・ 口蹄疫防疫指針における患畜の判定要件を満たす場合

② 「疑似患畜」

- ・ 口蹄疫防疫指針における疑似患畜の判定要件を満たす場合

③ 「患畜又は疑似患畜であるとはいえない」

- ・ 家畜防疫員による立入検査の結果及び専門家の意見等を踏まえ、動衛研に検体を送付する必要がないと判断した場合
- ・ 動衛研における遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査の結果、口蹄疫の感染が否定された場合

(2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

① 「患畜」

- ・ 鳥インフルエンザ防疫指針における患畜の判定要件を満たす場合

② 「疑似患畜」

- ・ 鳥インフルエンザ防疫指針における疑似患畜の判定要件を満たす場合

③ 「患畜又は疑似患畜であるとはいえない」

- ・ 家畜防疫員による立入検査の結果及び農場での簡易検査の結果並びに専門家の意見等を踏まえ、家畜保健衛生所において検査を実施する必要がないと判断した場合
- ・ 家畜保健衛生所における遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの感染が否定された場合

7 患畜又は疑似患畜であるとはいえないと判定された場合の対応について

法第13条の2第5項の規定による判定は、獣医学的知見に基づき家畜の健康状態について診断するものではなく、都道府県から報告された情報を上記6の(1)の①から③及び(2)の①から③の判定の基準に照らして、患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するものである。ただし、患畜又は疑似患畜であるとはいえない旨の判定は、当該事例が口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザに感染していることを完全に否定するものではないので、当該判定がなされた場合(ウイルス分離検査の結果が判明した場合を除く。)にあっては、当該判定後も口蹄疫防疫指針又は鳥インフルエンザ防疫指針に基づいて経過観察を実施するとともに、当該農場における異状の早期の発見・通報のための指導等を徹底すること。

8 患畜又は疑似患畜発生の届出について

法第13条の2第5項の規定により患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、改めて法第13条第1項の規定による届出を要しないものとする。